令和９・１０年度

建設工事等競争入札参加資格審査申請の手 引 き

（新ひだか町補足説明書）

－ 建設工事の請負 ・ 設計等の委託 －

令和８年１１月

新ひだか町

目　　次

はじめに……1
資格の種類……1
第１　資格の要件……2
　１　基本的資格要件……2
　２　契約の種類による資格要件……2
　３　資格要件の特例……3
　４　審査基準日……3
第２　資格審査の申請の方法等……4
　１　申請の方法等……4
　２　共同企業体の競争入札参加資格等……6
第３　参加資格を有する者の名簿への登載……6
第４　資格審査結果の通知等……6
第５　資格の有効期間等……6
　１　資格の有効期間……6
　２　有効期間の更新手続……6
第６　資格の喪失、資格審査の再申請、資格申請内容の変更及び資格の辞退（喪失）届出……6
第７　資格審査の申請方法等について……7
　１　申請の方法等……7
　２　共同審査に係る申請の手引き及び様式の入手先……7
　３　共同審査に係る申請様式の種類……7
第８　新ひだか町発注者別評価（技術・社会的要素）の申告……9
第９　評価項目の内容……１１
　１　施工成績工事評定について……１１
　２　ホワイト企業マーク等への取組みについて……１１
　３　人材育成等への取組みについて……１２
　４　安全・安心への貢献について……１２
　５　脱炭素化に向けた取組みについて……１３
第１０　経営事項審査の継続について……１３

はじめに

この申請手続きは、**令和９年度及び令和１０年度**に新ひだか町が実施する建設工事の請負及び設計等の委託に係る競争入札に参加を希望する方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと、**令和９年度及び令和１０年度**の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

申請される際は、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトに掲載の**「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」**と、この補足説明書の手引きをご参照のうえ、内容を確認して申請してください。

なお、資格を有することにより、自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

資格の種類

新ひだか町が発注する建設工事や設計などの競争入札の資格の種類は、建設業の許可を必要とする建設工事と、それ以外の設計等の業務があります。建設工事は土木一式工事や建築一式工事など２９種類、設計等の業務は測量・土木設計など７種類に分けて資格を定めています。

そのほか、地域維持管理業務として、町内所在業者を対象に公園・草刈清掃及び道路除雪の２業務の資格の種類を定めています。

【建設工事】

資格の種類	主な工事内容
建設業法第２条第１項（別表第１）の２９業種による	左記業種の内容・例示については、「建設業法第２条第１項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和４７年３月８日建設省告示第３５０号）」及び「建設業許可事務ガイドラインについて（平成１３年４月３日国総建第９７号）」による。

【設計等】

資格の種類	主な業務内容
測　　量	一般測量のほか航空測量等
地質調査	地質又は土質の調査をいい、計測も含む。
土木設計	土木施設物の設計等をいい、関連する業務を含む。
建築設計・設備設計	建築物の設計等をいい、建築設備のみの設計も含む。
技術資料	上記の５つの業務種別以外で、**建設工事に関連する**コンサルタント業務等で、コンピュータを用いた高度な技術資料を作成する業務、申請書作成業務、台帳補正・作成、竣功平面図作成業務、各種補償コンサルタント業務又は上記の５つの業務種別の横断的な業務をいう。 （**市町村用様式１０の１１項の計量証明事業のみの参加資格申請は、当町の公示に定める資格審査では、受付しておりません。**）
道路清掃	清掃車両（機械器具等）を使用した路面、側溝等の清掃をいう（管渠調査及び清掃補修等を含む。）。

【地域維持管理業務】

資格の種類	主な工事内容
公園草刈・清掃及び道路除雪	公園草刈・清掃については、道路・河川、公園等の公共施設の草刈業務、道路除雪については、主に町道の除雪・排雪業務をいう。

この公示において、上記の資格の種類以外の競争入札参加資格審査申請の受付は行っていませんので、注意してください。

第１　資格の要件

資格の要件には、共通的な基本的資格要件と、資格の種類ごとに定められた要件があります。
別途、掲載する競争入札に参加するものに必要な資格を定めた告示文を併せてご覧ください。

〔第１から第５の内容は告示文と同様の内容〕

１　基本的資格要件

新ひだか町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の要件は、次の（１）から（５）までのいずれにも該当することとする。

（１）政令第１６７条の４第１項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）政令第１６７条の４第２項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）

イ　都道府県税（法人事業税、法人道民税等）

ウ　市区町村民税（住民税等）

（４）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

（５）申請者（資格者）又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成２５年規則第２０号）第４条に定める排除対象者でないこと。

２　契約の種類による資格要件

（１）工事の請負契約

ア　工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

（ア）令和８年１２月１日（随時の申請の場合にあっては、別に定める審査基準日とする。）現在において、申請を希望する業種に対応する建設業法（昭和２４年法律第１００号）による建設業の許可を受けて、その事業を営んでいること。

（イ）資格審査の申請する日（その日が令和９年４月１日前である場合は、令和９年４月１日）の１年７か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に（ア）に規定する建設業に係る建設業法第２７条の２９第１項に規定する総合評定値の通知を受けていること。平均完成工事高は問わない。

※　定期の審査における経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）は基準日（＝決算日）が令和７年９月２日以降のものでかつ、複数ある場合はそのうち最新のものを提出してください。ただし、決算期が６月から８月の場合は、申請日時点で有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）を提出することで足りることとします。

イ　競争入札に参加しようとする者が、別紙の「建設工事に係る競争入札参加資格審査申請者の格付審査」において定める格付審査の工種及び対象者であるときは、その格付審査の方法により格付を行うものとする。

（2）設計等に係る契約

測量、地質調査、土木設計、建築設計、設備設計、技術資料及び道路清掃の契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア　設計等の契約についての競争入札参加資格者のうち測量又は建築設計に係る契約については、次の（ア）又は（イ）に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

（ア）測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、測量法（昭和２４年法律第１８８号）による測量業者の登録を受けていること。

（イ）建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。

イ　令和８年１２月１日（随時の申請をする場合にあっては、別に定める審査基準日とする。）現在においてその事業を営んでいること。

ウ　令和８年１２月１日の直前１ヵ年度決算期の間（随時の申請をする場合にあっては、別に定める審査基準日の直前１ヵ年度の決算期の間）にその契約の種類における売上高を有していること。

（3）公園草刈・清掃及び道路除雪に係る契約

公園草刈・清掃及び道路除雪に係る契約については、土木一式工事（格付対象者のみ）又は道路清掃の競争入札参加資格者で、新ひだか町内に常時、見積・入札・契約締結等の権限を有する営業所等を有している者でなければならない。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）又は商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、２に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が（1）に該当する場合は、２に規定する資格の種類ごとの要件のうち、別に定める項目にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

（1）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

（2）企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。

４　審査基準日　令和８年１２月１日

（随時の申請をする場合にあっては、別に定める審査基準日とする。）

第２　資格審査の申請の方法等

１　申請の方法等

（１）申請の方法等は次のとおりとする。ただし、（４）から（７）に掲げる者は、この限りではない。

ア　申請の方法

申請者は、インターネットを利用して、イに掲げる北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）にアクセスし、エの北海道市町村入札参加資格共同審査協議会が運用する北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下、「共同審査システム」という。）に必要な情報の入力及び添付が必要な書類情報を送信することによって行う資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。

イ　共同審査システムのシステム利用申請及び電子申請入り口等

ポータルサイトへのアクセスは、次のホームページアドレスからによる。なお、共同審査システムの稼働時間については、ポータルサイトにおいて掲示する稼働日時による。

＜北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル＞

ＵＲＬ：https://www.hoctec.info/kyoshin/

ウ　共同審査に係る申請の手引き及び様式等の入手先

共同審査に係る申請の手引き及び様式等は、ポータルサイトに掲載の資料よりダウンロードするものとする。

エ　共同審査に関する運営及び問い合わせ先

＜北海道市町村入札参加資格共同審査協議会＞

一般財団法人北海道建設技術センター

入札参加資格審査担当

ＴＥＬ：０１１―７３３－２３２２

（電話受付時間　土・日・祝日を除く午前９時００分から午後５時００分まで）

Ｅ－ｍａｉｌ：kyoshin@hoctec.or.jp

（メールによる問い合わせは２４時間送信可能）

オ　共同審査システムの利用環境等

ポータルサイト掲載の利用環境の準備を要する。

カ　共同審査システムの利用申請

申請者は、インターネットを利用して、ポータルサイトにアクセスし、共同審査システムの利用に必要な事前の手続きを行うものとする。

キ　資格審査申請情報の電子申請

利用手続きの申請完了後に通知されるログインＩＤ及びパスワードにより、ポータルサイトの共同審査システムへアクセスし、入札参加資格審査申請の画面上の申請フォームに必要事項を入力のうえ、申請情報及び共同審査申請の手引き等において添付が必要と明記している紙媒体の添付書類をＰＤＦファイル形式に電子化したものを併せて送信しなければならない。

＜ポータルサイトの利用環境＞

共同審査システムを利用するにあたり、次のシステムの利用環境が必要となります。

（ア）対象ＯＳ

- Windows 7～11、macOS 10.15(Catalina)、macOS 11.0(Big Sur)

（イ）ブラウザ(各最新版推奨)

- Microsoft Edge（マイクロソフト　エッジ)
- Google Chrome（グーグル　クローム)
- Mozilla Firefox（モジラ　ファイヤーフォックス)
- Safari（サファリ）

※　Internet Explorer（インターネットエクスプローラー）は、対象外となりますので、ご注意ください。

（ウ）インターネット環境

- ブロードバンド回線(光回線推奨)
- 電子メールが使用可能なこと

（エ）必要なソフト

- Microsoft　Excel（マイクロソフト　エクセル）　2010　以降
- Microsoft　Word　（マイクロソフト　ワード）　　2010　以降
- Adobe Reader（アドビ　リーダー）(最新版推奨)
- PDFファイル作成ソフト(Adobe Acrobat（アドビ　アクロバット）など)

（２）申請の時期等

ア　定期の申請をする者

電子申請の受付期間　令和８年１２月１０日（木）から令和９年１月２９日（金）　まで（土曜日、日曜日及び新ひだか町の休日を定める条例（平成１８年条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）

なお、ポータルサイトにおいて掲示する電子申請の受付期間及び時間においては、その日時によるものとする。

イ　随時の申請をする者

共同審査申請の手引きに定める電子申請の受付期間とする。

（３）　新ひだか町内に本店又は支店、営業所等を有している場合は、１つの本店又は支店、営業所等で申請すること。

（４）共同企業体については、当該共同企業体が結成されたときとする。

（５）　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等については、（１）によるほか、当該証明を受けたときとする。

（６）設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する者である企業組合又は協業組合については、（１）によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。

（7）特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

２　共同企業体の競争入札参加資格等

共同企業体の競争入札参加資格の種類、申請の時期及び方法等については、共同企業体の種類、発注する工事その他の入札ごとに別に定めるものとする。

第３　参加資格を有する者の名簿への登載

（1）共同審査システムでの申請受理及び形式審査後、新ひだか町による競争入札参加資格の審査の結果、競争入札参加資格者と認められた者については、令和９年度及び１０年度において、新ひだか町が発注する工事等に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載される。

（2）資格者名簿は、第５に定める有効期間の間、次の事項について新ひだか町のホームページにおいて公表するものとする。

ア　競争入札参加資格者の商号又は名称、所在市町村等

イ　登録業種、格付業種についてはその評価点及び内訳

第４　資格審査結果の通知等

競争入札参加資格者に係る資格審査の結果通知については、資格者名簿を新ひだか町ホームページにて公表することにより、結果の通知に代えるものとする。

なお、参加資格を有しないと決定したときは、別途、競争入札参加資格結果通知書により通知するものとする。

第５　資格の有効期間等

１　資格の有効期間

（1）資格の有効期間は、定期の申請の場合にあっては、令和９年４月１日から令和１１年3月３１日まで、随時の申請の場合にあっては、資格を有することと認められた旨の通知があった日（有効期間の開始日）から令和１１年3月３１日までとする。

（2）定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、令和９年４月１日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認められた旨の通知があった日（有効期間の開始日）以後の入札に参加する資格を得ることができる。

２　有効期間の更新手続

１の（1）の有効期間を更新しようとする者は、令和１０年度に令和１１年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第６　資格の喪失、資格審査の再申請、資格申請内容の変更及び資格の辞退（喪失）届出

競争入札参加資格者が、別途、掲載する競争入札参加資格の告示文において定めている資格の喪失、資格の再申請、資格申請内容の変更及び資格の辞退（喪失）の届出を必要とするときは、速やかに届出を行うこと。

なお、共同審査システムを利用した申請の方法等の例による手続きが必要となりますので、別途、共同審査のポータルサイトで掲載予定の「北海道市町村入札参加資格共同審査の変更申請の手引き」をご覧のうえ、速やかに必要な手続きをお願いします。

第７　資格審査の申請の方法等について

１　申請の方法等

共同審査ポータルサイト掲載の申請の方法等により、共同審査システム利用の事前手続きを行ったのち所定の資格審査申請の手続きを行ってください。

《留意事項》

・　新ひだか町では、平成２２年４月より建設工事等の個々の入札時において、パブディスは令和４年４月より、受注時等における工事実績情報サービス（コリンズ・テクリス・パブディス）等へ登録を求めております。

（パソコン等の電子機器、インターネット環境が必要となります。）

・　新ひだか町では、令和３年度より建設工事等の個々の入札時における閲覧用設計図書等の閲覧を、町ホームページで閲覧する方式に変更いたしましたので、併せてご承知ください。

（パソコン等の電子機器、インターネット環境が必要となります。）

２　共同審査に係る申請の手引き及び様式等の入手先

申請の手引き及び各種様式は、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトよりダウンロードしてご利用ください。

申請書等様式については、北海道市町村入札参加資格共同審査用様式を使用してください。

様式によっては、従来の様式に代えることができるものがありますので、ポータルサイト掲載の「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」を参照してください。

３　共同審査に係る申請様式の種類

競争入札参加資格の申請に必要な提出書類には、複数の申請先自治体に対し、共通して提出する共通書類と、個別の申請先自治体においてのみ必要とされる個別書類があります。

共通書類・個別書類等については、共同審査の申請の手引きをご参照ください。

（１）新ひだか町で求めている個別様式

ア　競争入札参加希望業務・部門調書【新ひだか町個別様式１】

＜設計等業務＞（※　設計等業務のみ）

本調書は、共同資格審査の設計等の業種区分のうち、申請者（受任者がある場合は受任者）において希望する詳細な業務区分を把握するための書類です。

測量・建設コンサルタント等業務を希望する方は、新ひだか町個別様式１「競争入札参加希望業務・部門調書」の項目１の設計等業務に係る希望部門へ「○」等付して、必ず提出してください。

＜地域維持管理業務＞

新ひだか町独自の業務区分に係る参加希望を把握するための書類です。

新ひだか町内に常時、見積・入札・契約締結等の権限を有する営業所等を有している事業者のうち、土木一式工事（等級格付対象者のみ）又は道路清掃の参加を希望する方で、「公園草刈・清掃」及び「道路除雪」に係る維持管理業務の入札に参加希望される方は、新ひだか町個別様式１「競争入札参加希望業務・部門調書」の項目２の地域維持管理業務の希望業務区分に「希望する」を付して、提出してください。

また、対象事業者のうち、希望されない方においては、「希望しない」と付して、提出してください。上記の業務の対象外となる事業者は、提出不要です。

イ　その事業を営んでいることを証する書類（※　設計等業務のみ）

審査基準日現在において、その事業を営んでいることを証する書類（営業証明書又は履行した業務の契約書等の写し）

なお、審査基準日現在において、各種の登録規程による登録が有り、その登録書等の写しがある場合（共通書類にて提出する場合）は提出不要です。

登録の有効期間の始期が基準日以降である場合は、更新前の通知書の写しを併せて提出してください。

（申請者が、建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタント登録規程による登録を受けていない場合、又は道路清掃に関するものは、上記のいずれかの証する書類が必要です。）

ウ　直前１ヵ年度の決算期の間において、希望する業種の売上高があったことを証する書類（※　設計等業務のみ）

審査基準日の直前１ヵ年度の決算期の間において、希望する業種の売上高があったことを証する書類（希望する業種ごとに、履行（完了）した業務に係る契約書等の写し※主なもの１件）

なお、測量法第５５条の８の規定に基づく書類の写し、建築士法第２３条の６の規定による設計等の業務に関する報告書の写しを添付し、その内容で確認できる場合は、契約書等の写しは不要です。

また、地質調査業者現況報告書の写し、建設コンサルタント現況報告書の写し、補償コンサルタント現況報告書の写しを共通書類にて提出し、その内容で確認できる場合も、契約書等の写しは不要です。

（２）発注者別評価項目（技術・社会的要素）申告書及び添付様式【新ひだか町個別様式２から４まで】

９ページ以降の『第８　新ひだか町発注者別評価（技術・社会的要素）の申告』等を参照してください。

第８　新ひだか町発注者別評価（技術・社会的要素）の申告

新ひだか町の入札参加資格のうち、下記の１に定める格付対象工種へ参加希望される方で、２の格付審査の対象者の方は新ひだか町個別様式２「発注者別評価項目（技術・社会的要素）申告書」を提出してください。

なお、格付審査の対象者の方は、評価項目のすべてに該当がない場合でも提出が必要となりますので、ご承知願います。

また、格付対象者でない方、格付対象以外の建設工事及び設計等を希望される方は、提出不要です。作成にあたっては、共同審査のポータルサイトに掲載の様式及び記入例を参照してください。

●　発注者別評価（技術・社会的要素）の格付審査基準について

１　格付審査の対象工種

格付する建設工事の資格の種類（以下「工種」という。）は、次の工種とします。

（１）　土木一式工事

（２）　建築一式工事

２　格付審査の対象者

格付審査の対象者については、新ひだか町内に商業登記法（昭和３８年法律第１２８号）第１７条第２項に規定する本店又は建設業法第３条第１項に基づく許可における主たる営業所（建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）別記様式第一号又は別紙二（２）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する方で、前項の工種に参加希望する場合に格付審査を行うものとします。

３　格付方法

工種ごとに有資格者の客観的要素による評点（以下「客観点」という。）及び発注者の技術・社会的要素による評点（以下「発注者別評価点」という。）を合計した評点（以下「総合点」という。）を算定し、総合点の分布、各等級の構成比、工事予定価格帯、工事量等を勘案し、格付を行うものとします。この場合において、工事種類間における調整に留意しなければならないものとします。

４　客観点

前項の客観点は、建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年１月３１日国土交通省告示第８５号）に基づく審査の項目及び基準により算定された建設業法第２７条の２９第１項の規定による総合評定値（Ｐ点）とします。

５　発注者別評価点

技術・社会的要素の審査項目は、次のとおりとします。

（１）　請負工事施工成績

（２）　ホワイト企業マーク等への取組み

（３）　人材育成等への取組み

（４）　安全・安心への貢献

（５）　脱炭素化に向けた取組み

６　格付及び評価点の公表

３の格付方法により審査を実施し格付を決定したときは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第９条第１項の規定により定められている公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１８条第１項の規定により定められている公共工事の入札及び契

約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき、次の項目について、有資格者名簿とともに所定の方法により公表するものとします。

（1） 格付審査の対象者の商号又は名称
（2） 格付区分
（3） 総合点
（4） 客観点
（5） 発注者別評価点の合計
（6） 発注者別評価事項における評価項目別の点数

7 その他

この格付審査の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

＜ご確認ください！ ＞

次項からの「請負工事施工成績」、「ホワイト企業マーク等への取組み」、「人材育成等への取組み」、「安全・安心への貢献」、「脱炭素化に向けた取組み」については、格付対象工事を希望される方で、格付審査に該当される方が対象です。

なお、定期申請時に申告していなかった評価項目を随時申請において追加申告し、再評価（格付）することはできません。

＜新たに格付審査の対象となる例＞

ア 定期申請時に格付対象工事以外の工事のみを申請された方が、随時申請で新たに格付対象工事を希望し、格付審査の対象であるとき。

イ 定期申請時に設計等の資格のみを申請された方が、随時申請で新たに格付対象工事を希望し、格付審査の対象であるとき。

第９　評価項目の内容

１　施工成績工事評定について

施工成績工事評定に係る評価は、次のとおりします。

新ひだか町から受注した同種工事のうち、定期の入札参加資格審査の申請する受付期間（審査基準日）の属する年度の４月１日を基準日とし、直前の過去２年間又はその過去２年間に完成した同種工事が無い場合は、過去４年間の請負工事施工成績評定点の平均値を次の算式によって計算した数値を評定数値として付与する。

算式：評定数値　＝　（施工成績の平均値　－　成績原点数値）　×　反映係数　－　減点点数

ア　反映係数は５とする。ただし、過去２年間に完成した同種工事が無い場合で、過去４年間を対象とするときは、反映係数は３とする。

イ　成績原点数値は８５とする。

ウ　「過去２年間」又は「過去４年間」とは、基準日の前日までの２年間又は４年間とし、この期間に完成したものであれば、完成検査が期間外となったものも対象とする。

エ　工事施工成績の平均値に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。
　また、評定数値の下限値は０点とする。

オ　「同種工事」とは、それぞれ参加希望する工種と同一工種の実績のみを対象とし、それぞれの工種ごとに平均値を算出する。

カ　減点点数は、施工成績が６５点を下回る工事１件につき、（６５－当該施工成績）×反映係数とする。

２　ホワイト企業マーク等への取組みについて

（１）ダイバーシティ経営への取組みについて

審査基準日（定期の申請にあっては、申請日現在とする。）において、経済産業省の「ダイバーシティ経営診断ツール」を活用し、「経営者」「人事」「現場管理職」別の取り組み状況の見える化を行う「ダイバーシティ経営診断シート」を作成し、多様な人材の活躍のための診断に取り組んだ事業者に対して、２点を付与します。

ダイバーシティ経営とは、多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげる経営をいいます。

（２）健康事業所宣言について

審査基準日（定期の申請にあっては、申請日現在とする。）において、各保険者（協会けんぽや建設関連国保組合など）の取組みにおける健康経営への事業所宣言を行っている事業者に対して、２点を付与します。

健康宣言事業は、保険加入者（事業者および従業員）の健康増進のために、保険事業の一環として行うもので、健康宣言とは、企業が加入している保険者のもとで、企業全体で従業員の予防・健康づくりに取り組むことを対外的に発信することをいいます。

（３）ホワイト企業マーク等の取得について

審査基準日（定期の申請にあっては、申請日現在とする。）において、健康経営優良法人認定制度（経済産業省）、ホワイトマーク（安全衛生優良企業公表制度・厚生労働省）、ユースエールマーク認定（厚生労働省）、くるみんマーク認定（厚生労働省）、プラチナくるみんマーク認定（厚生労働省）、えるぼしマーク認定（厚生労働省）、プラチナえるぼしマーク認定（厚生労働省）、もにすマー

ク認定等のホワイト企業マークの認定を受けている事業者に対して、４点を付与します。
その他、北海道の取り組みとして行っている「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている事業者に対して、４点を付与します。
なお、審査・加点対象となる実績は１件のみとします。

ホワイト企業マーク等とは、健康や安全、子育て、従業員育成など働きやすい職場づくりを実践する企業を国が認定し公表する制度です。
「北海道働き方改革推進企業認定制度」とは、働き方改革に積極的に取り組む企業を、その取組みの段階に応じて北海道が認定し、取組みを広く紹介することで、北海道内企業の働き方改革の取組みを促進し、もって北海道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的とした制度です。

３　人材育成等への取組みについて

人材育成とは技術をつなぐ担い手確保への取組みをいい、以下のいずれかの項目でその活動を組織的に行った者について３点を付与します。
要件に該当する実績が複数ある場合であっても、審査・加点対象となる実績は１件とします。
ア　「インターンシップ等」の取組み
審査基準日の直前２年間に、道内に在住又は通学する中学生以上の生徒・学生を対象とした就業体験（インターンシップ）又は専門の実践的な技術及び技能の取得を目指す職場実習（デュアルシステム）の受入れを道内の営業所で実施した事業者
イ　「現場見学会や建設工事ＰＲイベント等」の取組み
審査基準日の直前２年間に、道内において、小中学生や高校生などを対象とした現場見学会又は建設工事ＰＲイベント等を実施した事業者
ウ　人材育成の取組み
審査基準日の直前２年間に、技術者の技術力向上への取組として、技術講習会や研修会等への参加により、資格の取得など技術力の向上を目指す職員をサポートした事業者
その他、国、特殊法人又は地方公共団体等で運用する担い手の確保や育成に資する助成制度を活用し、事業者として組織的に人材育成への取組みを行った事業者

４　安全・安心への貢献について

（１）災害時の対応等について
審査基準日（定期の申請にあっては、申請日現在とする。）において、経済産業省より事業継続力強化計画の認定を受けている事業者又は事業継続計画（ＢＣＰ）を策定している事業者に対して３点を付与します。

（２）消防団協力事業所の登録について
審査基準日（定期の申請にあっては、申請日現在とする。）において、日高中部消防組合から消防団協力事業所の認定を受けており消防団協力事業所表示証交付書を取得している事業者に対して、２点を付与します。

（３）地域体制の維持への貢献について
審査基準日の直前２年間に、以下のいずれかの項目でその活動を組織的に行った者について３点を付与します。
要件に該当する実績が複数ある場合であっても、審査・加点対象となる実績は１件とします。
ア　新ひだか町内において、国、特殊法人若しくは地方公共団体等との間に公共施設の維持業務又

は除排雪業務の契約実績を有する事業者

イ　新ひだか町内において、自治体、町内会若しくは社会福祉協議会との間に維持業務又は除排雪業務の契約実績を有する事業者

※　具体例については、参考事例集をご覧ください。

５　脱炭素化に向けた取組みについて

審査基準日（定期の申請にあっては、申請日現在とする。）において、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門登録実施要領第５の規定により登録された事業所のうち、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて具体的な取組を実践することを宣誓し、宣誓書の交付を受けた事業者に対し、３点を付与します。

「北海道グリーン・ビズ認定制度」は、「優良な取組」部門、「創意あふれる取組」部門、「先進的な取組」部門の３部門から構成され、環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所等を登録・認定する制度です。また、「優良な取組」部門の登録事業者のうち、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて具体的な取組を宣誓した事業者は「ゼロカーボン・チャレンジャー」として登録されます。

第１０　経営事項審査の継続について

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、当該公共工事について発注者と請負契約を締結する日の１年７か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない（建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１８条の２）こととなっています。

従いまして、新ひだか町の建設工事の競争入札参加資格者名簿は定期審査申請の場合２年間有効ですが、新ひだか町と直接請負契約を締結できるのは、直前の事業年度の終了の日から１年７か月の間に限られることから、**毎年建設工事を新ひだか町から直接請け負おうとする場合は、直前の事業年度の終了の日から１年７か月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期に経営事項審査を受ける必要があります**ので、ご留意願います。

※　公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者の方は、事業年度の決算終了後、速やかに経営事項審査の受審の手続きをお願いします。

＜公共工事の契約締結に当たっての経営事項審査結果の確認について＞

建設業法第２７条の２３の規定等により、建設業者（共同企業体の場合は、すべての構成員）は、**有効な経営事項審査結果通知（総合評定値通知書）を有していなければ、町と契約することはできません。**

貴社又は貴社を代表とする共同企業体は、入札及び見積合わせに参加することはできますが、落札などした場合は、有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）の写し（共同企業体の場合は、すべての構成員分になります。）を契約締結前に提出していただくことが必要です。

なお、落札者等が落札等の決定の通知を受けた日から起算して７日以内（新ひだか町の休日を定める条例第１条第１項に規定する休日を除く。）に契約を締結できない場合は、新ひだか町建設工事等競争入札心得等の取扱いにより、入札保証金又はその納付に代えて提供した担保があるときは町に帰属し、入札保証金が免除されているときは、当該落札者が見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の１００分の５に相当する額を違約金として町に納めていただくとともに、指名停止の措置を行うこととなりますので、ご承知ください。

また、落札者等が契約締結期限までに、有効な経営事項審査結果通知（総合評定値通知書）を有していない場合は、契約の締結を行いませんので、ご留意ください。

新ひだか町役場　総務部　契約管財課

〒056-8650
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町３丁目２番５０号
TEL 0146-49-0278（直通）　FAX 0146-43-3900
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　keiyaku@ town.shinhidaka.lg.jp